

射水市多職種連携支援システム 利用マニュアル

射水市地域福祉課
令和8年5月作成

目次

射水市多職種連携支援システムについて	P 1
システム内で取り扱う個人情報の位置付け	P 1
システムの利用環境について	P 2
セキュリティ強化のための取組み	P 3
射水市多職種連携支援システム 関連様式（様式別）	P 4
射水市多職種連携支援システム 関連様式（目的別）	P 5
事業所としてはじめて利用する場合の流れ	P 6
IDを追加発行する場合の流れ （すでに事業所登録がある場合）	P 7
電子証明書の取得について	P 8
「部屋」の作成について	P 9
「部屋」への参加・参加者の削除について	P 10

申請書の提出先・問合せ先

〒939-0294

射水市新開発410番地1 射水市地域福祉課 宛

(TEL) 0766-51-6625 (FAX) 0766-51-6657

(Mail) chiiki@city.imizu.lg.jp

01

射水市多職種連携支援システムについて

使用システム	射水市多職種連携支援システム T R I T R U S (トリトラス)
システム管理者	射水市福祉保健部 地域福祉課
システム提供者	株式会社カナミックネットワーク (東京都渋谷区恵比寿4-20-3)
射水市での 運用開始年月日	令和元年10月1日
利用料金	無料 ※システム運用費は射水市が負担します。 ※インターネット環境に関する費用は 利用者負担となります。

02

システム内で取り扱う個人情報の位置付け

このシステムで扱う同意者の個人情報は、原本（カルテ等）の複製情報となり、参考情報として利用してください。

書き込む内容は、各自が責任を持つこととします。

市はシステム内の個人情報について管理し、次の場合には個人情報を開示することがあります。

- (1) 本人、法定代理人等から開示の請求があった場合
- (2) 法令等の規定により開示を求められた場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合等、
公益上の必要その他相当の理由があると認められる場合

03 システムの利用環境について

システムを利用するための端末（パソコン等）は、システム利用者が用意してください。

- 利用できる情報端末のOS（オペレーティングシステム）
 - ・ Microsoft Windows
 - ・ Mac OS
 - ・ iOS
- 利用できる情報端末のウェブブラウザ
 - ・ Microsoft Edge
 - ・ Safari
 - ・ Google Chrome
- PC推奨環境
 - ・ 動作OS Windows
 - ・ メモリー 推奨8GB以上
 - ・ 通信環境 光回線などのブロードバンド環境
(下り1Mbps以上を推奨)
 - ・ アプリケーション Adobe Reader DC以降
 - ・ ディスプレイ 1024×768ピクセル以上

最新情報はこちらからご確認ください。
<https://www.kanamic.net/help/spec.html>

上記環境においても、端末固有の不具合などが上記OSおよびウェブブラウザを発行しているメーカー側の問題で発生する場合があります。

※ インターネット接続を行いますので、ウイルスや不正アクセス対策のためのセキュリティ対策（ウイルス対策ソフトのインストール、OSのアップデート等）を必ず行ってください。

申請書の様式は射水市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svguidedtl.aspx?servno=27896>

●様式1「システム利用申請書」

- ・事業所として初めてシステムを利用する場合に使用します。
- ・「射水市多職種連携支援システム利用規約」を確認し、事業所内においてシステム利用の許可を得た上で申請してください。

●様式2「システム利用登録書」

- ・システム利用者を登録し、IDを発行するための様式です。
（個人情報の取扱いに関する誓約書となっています）

●様式3「システム利用登録・変更申請書」

- ・登録情報（情報管理責任者、使用機器の台数、システム利用者の削除や追加等）に変更がある場合に使用します。

●様式4「説明用チラシ・同意書」

- ・システムを利用して患者（利用者）様の情報共有を行う場合は、本人または家族への説明及び同意の署名が必要です。
- ・本人、家族への説明時に様式4の「説明用チラシ」をご活用ください。
- ・同意欄に必ず署名をもらってください。
同意がない場合はシステムでの情報共有ができません。

●様式5「システム利用開始届・変更申請」

- ・システム上で情報共有を行う患者（利用者）様の部屋を作成するための様式です。
- ・部屋には、本人の支援に関係する支援者のみ招待することができます。
- ・部屋の作成後に新たに支援者を追加・削除する場合は様式5の2枚目をご利用ください。

申請書の提出先

〒939-0294

射水市新開発410番地1 射水市地域福祉課 宛

(TEL) 0766-51-6625 (FAX) 0766-51-6657

(Mail) chiiki@city.imizu.lg.jp

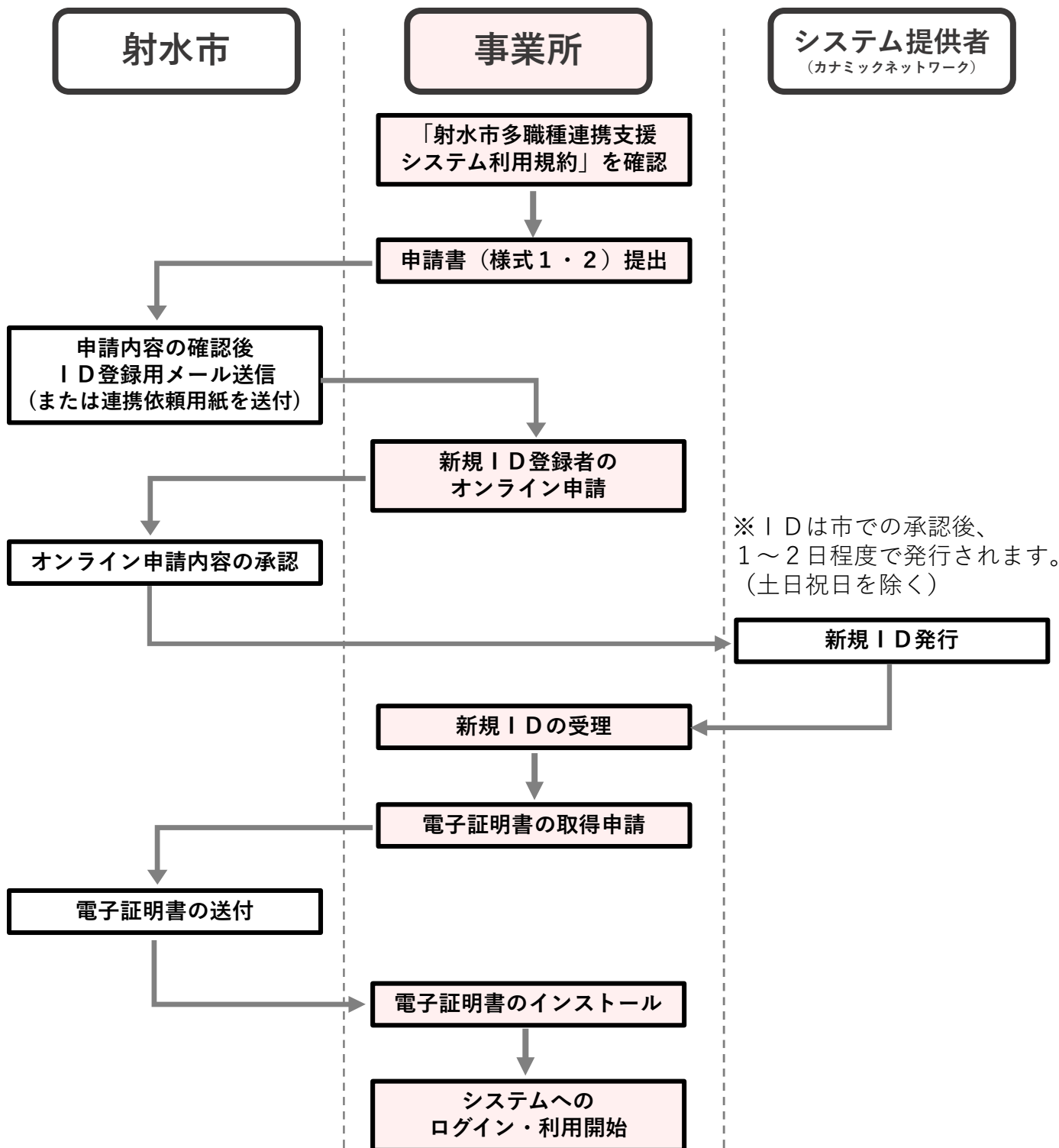
申請書の様式は射水市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svguidedtl.aspx?servno=27896>

目的	提出する申請書	書類提出後にすること
事業所として初めてシステムを利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1 ・様式2 (IDを取得する方全員分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・IDのオンライン申請と取得 ・利用する端末へ電子証明書をインストール
異動、入職等によりIDを追加する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3 ・様式2 (IDを取得する方全員分) 	
異動、退職等によりIDを削除する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3 	
事業所情報、情報管理責任者、端末台数を変更したい場合	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3 	
患者（利用者）様の情報共有のための部屋を作る場合	<ul style="list-style-type: none"> ・様式4（同意書のみ） ・様式5（1枚目） 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムにログインし、部屋が作成されているか確認
患者（利用者）様の部屋に新たな支援者を招待する・削除する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・様式5（2枚目） 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムにログインし、該当の部屋に招待されている（削除されている）ことを確認
患者（利用者）様の死亡、施設入所等のためシステムでの情報共有を終了する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・様式5 ※「システムの利用中止」欄を記入して提出 	

● 登録申請～利用の流れ

- ① 申請書（様式1・様式2）を市に提出
（メール・ファックス・窓口への持参・電子申請のいずれか）
- ② IDのオンライン申請
- ③ 電子証明書の取得及び端末へのインストール



追加でIDを発行する場合の流れ (すでに事業所登録がある場合)

● 申請～利用の流れ

- ① 申請書(様式2・様式3)を市に提出
(メール・ファックス・窓口への持参・電子申請のいずれか)
- ② IDのオンライン申請
- ③ IDの追加に伴い利用端末が増える場合は、電子証明書の取得及び端末へのインストール

射水市

事業所

システム提供者
(カナミックネットワーク)「射水市多職種連携支援
システム利用規約」を確認

申請書(様式2・3)提出

申請内容の確認後
ID登録用メール送信
(または連携依頼用紙を送付)新規ID登録者の
オンライン申請

オンライン申請内容の承認

新規ID発行

新規IDの受理

電子証明書の取得申請

電子証明書の送付

電子証明書のインストール

システムへの
ログイン・利用開始

※IDは市での承認後、
1～2日程度で発行されます。
(土日祝日を除く)

※IDの追加に伴い利用
端末を増やす場合は、
電子証明書のインストール
が必要です。

● 取得に係る申請について

- ・電子証明書のデータは射水市から事業所に電子メール(※)で送付します。
- ・電子証明書の取得に係る申請はこちらからお願いします。

(URL)

<https://www.city.imizu.toyama.jp/ang/angForm.aspx?frmno=501>



- ※ 電子メールを利用できない場合は射水市までお問合せください。
- ※ メールアドレスは多職種連携支援システムの利用に関するものみに使用し、その他の目的では一切使用いたしません。

● 電子証明書のインストール

- ・システムを使用する端末ごとにインストールが必要です。
- ・インストール方法は、使用端末により異なります。
詳しくは別紙「電子証明書インストールマニュアル」をご参照ください。

● 電子証明書の再インストールが必要な場合

- ・使用端末を入替(更新)した場合
- ・電子証明書の更新があった場合
(電子証明書の更新時には、射水市から各事業所にご連絡します。)

● こんなときは

- ・エラーコード(403)が表示される場合
➔「電子証明書専用ログイン」からログインしてください。
- ・エラーコード(901)が表示される場合
➔電子証明書がインストールされていない、または認識されていません。
 - ①インストール作業直後の場合は、端末を再起動して「電子証明書専用ログイン」から再度ログイン
 - ②再起動してもエラーがでる場合は、再度インストール作業を行う

● 「部屋」について

- ・射水市多職種連携支援システムでは、患者（利用者）様ごとに「部屋」を作成します。
- ・「部屋」に招待された支援者同士で情報共有を行います。（招待されていない方は部屋を見ることができません。）

● 「部屋」の対象者と参加者について

対象者（患者・利用者）	射水市に住所のある方
参加者	本人を支援する多職種 （医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、介護保険サービス事業所、行政職員 等）

● 部屋の作成までの流れ

射水市多職種連携支援システムでの情報共有について検討

- ・システムを利用していない事業所がある場合はご連絡ください。

本人・家族に、システム利用に関する説明を行う

- ・様式4「説明用チラシ・同意書」を用いて説明します。
- ・同意欄に本人・家族の署名をもらいます。

様式4及び様式5「システム利用開始届」を射水市に提出

- ・医師やケアマネジャーが申請できない場合は他職種から申請可能です。
- ・本人の病状や状況について、申請者にヒアリングします。
- ・部屋の参加者について申請者に確認を行います。

部屋の開設（情報共有の開始）

- サービス変更・担当者変更に伴う「部屋」への参加者追加・削除

サービス変更・担当者変更に伴い、部屋に追加で招待したい
// 部屋から削除したい



様式5（2枚目・システム利用の変更申請）を射水市に提出

- 部屋の終了

情報共有の終了（利用者の死亡・施設入所等）



様式5（1枚目）の「システムの利用中止」欄を記入し
射水市に提出



部屋の終了

・部屋のコメント状況を確認し、射水市担当者が部屋を閉じます。